

入間市新庁舎等整備事業民間事業者選定委員会条例 制定要旨

1 経緯

新庁舎等の整備については、令和3年9月に策定した「入間市新庁舎等整備実施計画」に示した3つの事業手法（従来手法、PFI手法、DBO手法）について評価し、DBO手法を採用することとしました。

当初は、令和元年度に実施した「PFI導入可能性調査」により、PFI手法の導入を検討していたことから、令和3年4月に「入間市新庁舎等整備事業審査委員会条例」を制定し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき事業者選定を行うこととしていましたが、DBO手法の採用により、当該手法に対応した事業者選定委員会を制定するものです。

PFI法は適用されませんが、民間事業者の選定プロセスは大変重要なプロセスであることから、知識経験者と市の職員で構成する審査委員会を設置し事業者選定を行うこととします。

2 趣旨

この条例は、新庁舎等の整備を官民連携手法により実施するに当たり、民間事業者の選定を公正かつ適正に行うため、「入間市新庁舎等整備事業民間事業者選定委員会」を設置するものです。

3 所掌事務

(1) 民間事業者の募集要項及び審査基準に関すること

民間事業者を募集・選定する際の「募集要項」及び「審査基準」の内容を審査します。

(2) 民間事業者の選定に関すること

事業に対する民間事業者からの提案を踏まえて、事業者を選定します。

(3) 上記のほか市長が必要と認める事項に関すること

4 施行期日

令和4年4月1日

5 その他

「入間市新庁舎等整備事業審査委員会条例」（令和3年4月制定）は廃止します。